

## 平成24年度臨時総会議事録

日時：平成25年2月16日（土）14時より18時45分まで

会場：宇部フロンティア大学

B106心理学実習室（山口県宇部市）

議長：三島瑞穂

書記：新保眞理（非会員）

出席会員総数：17名

委任状総数：10通

議決権行使書（認める）数：3通

**第一号議案** 平成24年度（第20期）活動中間報告（運営委員会・各委員会・第19期残余期を含む） 賛成30（委任状10・議決権行使書3含） 保留0 <採択>

**第三号議案** 平成24年度（第20期）活動計画案  
（運営委員会・各委員会・第48回大会） 賛成30（委任状10・議決権行使書3含） 保留0  
<採択>

**第四号議案** 平成24年度（第20期）収支予算案 賛成28（委任状12含） 反対2 保留2（委任状1・議決権行使書0含） <採択>

**第七号議案** 会則第12条改定案

条文改定案

第12条（運営委員）「運営委員は、会員を代表して本学会の事業運営の責任を負い、運営委員会を構成する。運営委員と監事は、学会運営全般への調査権を有する。」

議場提出再改訂案:「運営委員は、会員を代表して本学会の事業運営の責任を負い、運営委員会を構成する。運営委員と監事は、学会運営についてのすべての情報を得ることができ、担当者は運営委員から請求があれば開示しなければならない。」

<旧；第12条（運営委員）運営委員は、運営委員会を構成し、本学会の事業運営の責任を負う。> 保留16（委任状6含）+採択9（委任状4）

**第（五）号議案** 会則第13条改定案

第13条（運営委員の決定、定数）

運営委員は本学会が、自主的に立候補し、同時に

立候補理由を表明し、総会において運営委員の任務を遂行する意志を相互理解する

ため討論をつくしたのちに、決定される。定数は特にこれを定めない。なお立候補表明は、総会に先んじる一定期間内に監事が選任する選挙管理委員会宛てに、文書で行う。

<旧；第13条（運営委員の決定、定数）運営委員は本学会員が、自主的に立候補し、同時に立候補理由を表明し、総会において運営委員の任務を遂行する意志を相互理解するため討論をつくしたのちに、決定される。なお、原則として、立候補表明は、総会に先んじる一定期間内に運営委員会が委任する選挙管理委員会あて文書で行う。選挙管理委員会は、そ

れを機関誌、紙上で会員に周知徹底させる。定数は特にこれを定めない。>

広報手続き不備のため議案として認められないとの意見多数により審議せず

#### 第(六)号議案 会則第14条追加案

第14条(選挙管理委員) 選挙管理委員は、他の諸機関から独立した選挙管理委員会を構成し、選挙の実施に掛かる業務を行なう。選挙管理委員会は、すべての会員が対等の立場から、平等に選挙に臨めるよう計らわねばならない。

【第15条以下を、一つずつ繰り下げ。】

広報手続き不備のため議案として認められないとの意見多数により審議せず

#### 第(七)号議案 会則追加案 新たに第10章として、運営の情報公開第30条(運営の情報公開)の追加

##### 第10章 運営の情報公開

第30条(運営の情報公開) 運営委員会の会務については、活動内容の逐次報告および議事決定後速やかに決定内容を会員に通知する。会員から情報公開の請求があった場合、事務局長が運営委員会に逐次諮る。個別の事情に則して、運営委員会で、公開の可否とその条件・方法を審議し決定する。非公開とする内容については、その理由を会員に告示する。

【第10章31条以下を、一つずつ繰り下げ。】

広報手続き不備のため議案として認められないとの意見多数により審議せず

#### 第(八)号議案 会則第10章(第七号議案承認の場合には第11章)改訂案

##### 第11章 会則の変更

第31条(会則の変更) 本学会の会則は、総会において出席者の3分の2以上の賛成を得ることにより改定される。

<旧;第10章 会則の変更

第29条(会則の変更) 本学会の会則は、総会において、その出席者の3分の2以上の賛成を得なければ、改正をすることが出来ない。>

広報手続き不備のため議案として認められないとの意見多数により審議せず。

#### 第六号議案

学会ロゴを作成並びに制定することの可否について

保留(総会時間終了のため)